

愛知県週休 2 日工事実施要領（港湾・漁港工事編） 新旧対照表

新	旧	備考
愛知県週休 2 日工事実施要領（港湾・漁港工事編） （目的） 第 1 条 “地域の守り手” である建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境改善、将来の担い手の確保に向けた<u>取組</u>の一つとして、発注者指定型の週休 2 日工事を実施する。なお、当面の間、発注時は「4 週 8 休」を指定することとする。 （用語の定義） 第 2 条 （略） <u>現場閉所</u>：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態 （略） <u>工事完成日：完成通知書提出日</u> （対象工事） 第 3 条 愛知県建設局又は都市・交通局の発注する工事で、単価適用日が <u>2025 年 1 0 月 1 日</u>以降の全ての工事を対象とする（工事の積算基準及び歩掛表を用いる委託業務を含む）。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする<u>が、現場閉所計画を提出できる場合は、対象とすることができる。</u> 2 （略） 3 公共建築工事費積算基準を適用する工事については、「建築工事における週休 2 日制工事実施要領（以下「建築工事実施要領」という。）」により行う。 <u>（削除）</u>	愛知県週休 2 日工事実施要領（港湾・漁港工事編） 第 1 条 “地域の守り手” である建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境改善、将来の担い手の確保に向けた<u>取り組み</u>の一つとして、発注者指定型の週休 2 日工事を実施する。なお、当面の間、発注時は「4 週 8 休」を指定することとする。 （用語の定義） 第 2 条 （略） <u>休工</u>：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態 （略） <u>工事完了日：完了届提出日</u> （対象工事） 第 3 条 愛知県建設局又は都市・交通局の発注する工事で、単価適用日が <u>2024 年 1 0 月 1 日</u>以降の全ての工事を対象とする（工事の積算基準及び歩掛表を用いる委託業務を含む）。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。 2 （略） 3 公共建築工事費積算基準を適用する工事については、<u>別に定める</u>「建築工事における週休 2 日制工事実施要領（以下「建築工事実施要領」という。）」により行う。<u>ただし、建築工事実施要領第 8 条に定める工事成績評定については、本要領第 8 条(3)により評価する。また、2025 年 4 月 1 日以降契約の工事については、建築工事実施要領第 8 条に定める工事成績評定により評価することとする。</u>	「休工」を「現場閉所」に変更 「工事完了日」を「工事完成日」に、「完了届」を「完成通知書」に変更 単価適用日を変更 例外規定を設ける 第 8 条（3）削除のため変更 「また、～」の文章を削除

新	旧	備考																														
第4条 形式は、次のとおりとする。また、達成状況の評価方法については、（参考1）によることとする。 週休2日工事（4週8休） 週休2日工事（4週8休）は、以下の対象期間の休日を現場閉所対象日とし、対象期間に現場閉所対象日分の現場閉所日がある場合をいう。 （略） （対象期間） 第5条 対象期間は工事着手日から工事完成日までの期間とする。 （週休2日の取得に要する費用の計上） 第6条 積算における補正係数は次のとおりとする。 (1) 発注者は当初設計にて、補正係数表の「4週8休以上」の達成を前提とした経費の補正を行うこととする。 ここで、「4週8休」とは、起算する土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間又は起算する月曜日から始まり4週目の日曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日又は5週目の月曜日から8週目の日曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完成日まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分の閉所日または休日の取得があることをいう。なお、工事着手日を除いた最初の土曜日又は起算する月曜日から1期間目を起算することとし、工事完成日直前の1期間の末日となる金曜日又は日曜日までを評価対象とする。 (2) 「4週8休」が達成できない場合、現場閉所状況に応じて以下の補正係数に変更する。 (3) （略） 補正係数表 <table><tr><th>現場閉所状況の適用区分</th><th>4週8休以上※</th><th>4週8休未満（補正なし）</th></tr><tr><td>労務費</td><td>1.02</td><td>1.00</td></tr><tr><td>機械経費（賃料）</td><td>1.02</td><td>1.00</td></tr><tr><td>共通仮設費率</td><td>1.02</td><td>1.00</td></tr><tr><td>現場管理費率</td><td>1.03</td><td>1.00</td></tr></table>	現場閉所 状況の適用区分	4週8休以上※	4週8休未満（補正なし）	労務費	1.02	1.00	機械経費（賃料）	1.02	1.00	共通仮設費率	1.02	1.00	現場管理費率	1.03	1.00	第4条 形式は、次のとおりとする。また、達成状況の評価方法については、（参考1）によることとする。 週休2日工事（4週8休） 週休2日工事（4週8休）は、以下の対象期間の休日を休工対象日とし、対象期間に休工対象日分の休工日がある場合をいう。 （略） （対象期間） 第5条 対象期間は工事着手日から工事完了日までの期間とする。 （週休2日の取得に要する費用の計上） 第6条 積算における補正係数は次のとおりとする。 (1) 発注者は当初設計にて、補正係数表の「4週8休以上」の達成を前提とした経費の補正を行うこととする。 ここで、「4週8休」とは、起算する土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間又は起算する月曜日から始まり4週目の日曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日又は5週目の月曜日から8週目の日曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分の閉所日または休日の取得があることをいう。なお、工事着手日を除いた最初の土曜日又は起算する月曜日から1期間目を起算することとし、工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日又は日曜日までを評価対象とする。 (2) 「4週8休」が達成できない場合、休工状況に応じて以下の補正係数に変更する。 (3) （略） 補正係数表 <table><tr><th>休工状況の適用区分</th><th>4週8休以上※</th><th>4週8休未満（補正なし）</th></tr><tr><td>労務費</td><td>1.04</td><td>1.00</td></tr><tr><td>機械経費（賃料）</td><td>1.02</td><td>1.00</td></tr><tr><td>共通仮設費率</td><td>1.02</td><td>1.00</td></tr><tr><td>現場管理費率</td><td>1.03</td><td>1.00</td></tr></table>	休工状況の適用区分	4週8休以上※	4週8休未満（補正なし）	労務費	1.04	1.00	機械経費（賃料）	1.02	1.00	共通仮設費率	1.02	1.00	現場管理費率	1.03	1.00	「休工」を「現場閉所」に変更 工事完了日を工事完成日に変更 工事完了日を工事完成日に変更 「休工」を「現場閉所」に変更 補正係数を変更 機械経費（賃料）を廃止
現場閉所 状況の適用区分	4週8休以上※	4週8休未満（補正なし）																														
労務費	1.02	1.00																														
機械経費（賃料）	1.02	1.00																														
共通仮設費率	1.02	1.00																														
現場管理費率	1.03	1.00																														
休工状況の適用区分	4週8休以上※	4週8休未満（補正なし）																														
労務費	1.04	1.00																														
機械経費（賃料）	1.02	1.00																														
共通仮設費率	1.02	1.00																														
現場管理費率	1.03	1.00																														

新	旧	備考
(4) (略) 第 7 条 (1)～(2) (略) (3) 対象工事の受注者は、当初施工計画書（工場製作を伴う場合は、現場施工計画書）に、<u>現場閉所</u>予定日が分かる<u>現場閉所</u>計画表を添付し提出する。 (4) 対象工事の受注者は、毎月 5 日までに工事打合簿により実施結果（<u>現場閉所</u>日及び非対象期間を明示）を提出するものとし、監督員はこれを確認する。 (5)～(6) (略) (7) 対象工事の受注者は、4 週 8 休以上が達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を<u>工事完成検査日</u>までに発注者に報告する。なお、受注者の責によらず達成できなかった場合はこの限りではない。 （工事成績評定） 第 8 条 週休 2 日工事（4 週 8 休）が達成された場合、工事成績評定表の「6. 社会性等 I. 地域への貢献度」において評価する。<u>(2026 年 4 月 1 日以降契約の工事については評価しない。)</u> <u>(2)</u> <u>(削除)</u> 2 (略)	(4) (略) 第 7 条 (1)～(2) (略) (3) 対象工事の受注者は、当初施工計画書（工場製作を伴う場合は、現場施工計画書）に、<u>休工</u>予定日が分かる<u>休工取得</u>計画表を添付し提出する。 (4) 対象工事の受注者は、毎月 5 日までに工事打合簿により実施結果（<u>休工</u>日及び非対象期間を明示）を提出するものとし、監督員はこれを確認する。 (5)～(6) (略) (7) 対象工事の受注者は、4 週 8 休以上が達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を<u>工事完了日</u>までに発注者に報告する。なお、受注者の責によらず達成できなかった場合はこの限りではない。 （工事成績評定） 第 8 条 <u>工事成績評定については、次のとおりとする。</u> <u>(1) 週休 2 日工事（4 週 8 休）</u> 週休 2 日工事（4 週 8 休）が達成された場合、工事成績評定表の「6. 社会性等 I. 地域への貢献度」において評価する。 <u>(2) 通期の週休 2 日工事</u> <u>対象期間内において休工率（休工日数/対象期間日数）が、28.5%以上の場合、工事成績評定表の「6. 社会性等 I. 地域への貢献度」において評価する。（2025 年 4 月 1 日以降契約の工事については評価しない。）</u> 2 (略)	「休工」を「現場閉所」に変更 「休工取得計画表」を「現場閉所計画表」に変更 工事完了検査日を工事完成検査日に変更 工事成績評定における評価廃止時期を明記。 通期の週休 2 日の記載を削除

新	旧	備考
第9条 取組証は総合評価において取組実績を証明するものとなる。受注者が取組証の発行を希望する場合は、<u>工事完成日</u>までに監督員に申し出ること。その場合、監督員は、工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して「週休2日工事取組証」を発行するものとする。取組証の様式については、様式1によることとする。ただし、最終契約金額が1千万円未満の工事については、取組証は発行しない。 附 則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成29年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。 附 則 (適用日) 1 この要領は、平成30年10月1日から施行する。 (発注者指定型に関する経過措置) 2 省略 附 則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、令和4年7月1日から施行する。 附 則 この要領は、令和4年10月1日から施行する。 附 則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、令和5年10月1日から施行する。 附 則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、2024（令和6）年10月1日から施行する。	第9条 取組証は総合評価において取組実績を証明するものとなる。受注者が取組証の発行を希望する場合は、<u>工事完了日</u>までに監督員に申し出ること。その場合、監督員は、工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して「週休2日工事取組証」を発行するものとする。取組証の様式については、様式1によることとする。ただし、最終契約金額が1千万円未満の工事については、取組証は発行しない。 附 則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成29年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。 附 則 (適用日) 1 この要領は、平成30年10月1日から施行する。 (発注者指定型に関する経過措置) 2 省略 附 則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、令和4年7月1日から施行する。 附 則 この要領は、令和4年10月1日から施行する。 附 則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、令和5年10月1日から施行する。 附 則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、2024（令和6）年10月1日から施行する。	工事完了日を工事完成日に変更

新	旧	備考																																										
附 則 この要領は、2025（令和7）年10月1日から施行する。 取組証について（様式1） 年 月 日 週休2日工事取組証 名称 代表者名（契約の相手方）様 <table><tr><td>工 事 名</td><td></td></tr><tr><td>最 終 契 約 金 額 ※ 1</td><td>金 円</td></tr><tr><td>本 工 事 の 業 種 ※ 2</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">週 休 2 日 の 形 式</td><td>完全週休2日工事</td></tr><tr><td>【土木工事】 【空港土木工事】 月単位の週休2日工事</td></tr><tr><td>【港湾・漁港工事】 4週8休工事</td></tr><tr><td></td></tr><tr><td>引 渡 し 年 月 日 ※ 3</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td colspan="2">※1 最終契約金額1千万円未満の工事は取組証発行対象外</td></tr><tr><td colspan="2">※2 （例）土木工事業の場合はPC工事を含むため、「土木工事業（PC工事除く）」と記載 （例）PC上部工事の場合は「プレストレストコンクリート工事」と記載</td></tr><tr><td colspan="2">※3 完成検査合格通知書に記載の引渡し年月日を記載</td></tr><tr><td colspan="2">愛知県〇〇〇所長 印</td></tr></table> 港湾・漁港工事について以下のとおり取り扱うこととする。 (1) 完全週休2日とは、対象期間内の土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始を基本の現場閉所対象日とすることをいう。ただし、地元条件等により現場閉所対象日に作業を行い、同一週(起算日が月曜日の場合は現場閉所対象日の前の月曜日から金曜日、起算日が土曜日の場合は現場閉所対象日の後の月曜日から金曜日)に基本の現場閉所対象日に代わる現場閉所日（振替閉所日）を指定するものとする。 (2) 4週8休工事とは、本要領第4条によるものとし、総合評価の評価項目では、	工 事 名		最 終 契 約 金 額 ※ 1	金 円	本 工 事 の 業 種 ※ 2		週 休 2 日 の 形 式	完全週休2日工事	【土木工事】 【空港土木工事】 月単位の週休2日工事	【港湾・漁港工事】 4週8休工事		引 渡 し 年 月 日 ※ 3	年 月 日	※1 最終契約金額1千万円未満の工事は取組証発行対象外		※2 （例）土木工事業の場合はPC工事を含むため、「土木工事業（PC工事除く）」と記載 （例）PC上部工事の場合は「プレストレストコンクリート工事」と記載		※3 完成検査合格通知書に記載の引渡し年月日を記載		愛知県〇〇〇所長 印		取組証について（様式1） 年 月 日 週休2日工事取組証 名称 代表者名（契約の相手方）様 <table><tr><td>工 事 名</td><td></td></tr><tr><td>最 終 契 約 金 額 ※ 1</td><td>金 円</td></tr><tr><td>本 工 事 の 業 種 ※ 2</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">週 休 2 日 の 形 式</td><td>完全週休2日工事</td></tr><tr><td>【土木工事】 【空港土木工事】 月単位の週休2日工事</td></tr><tr><td>【港湾・漁港工事】 4週8休工事</td></tr><tr><td>通期の週休2日工事 (引渡し年月日が2025年3月31日以前の場合のみ評価可能)</td></tr><tr><td>引 渡 し 年 月 日 ※ 3</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td colspan="2">※1 最終契約金額1千万円未満の工事は取組証発行対象外</td></tr><tr><td colspan="2">※2 （例）土木工事業の場合はPC工事を含むため、「土木工事業（PC工事除く）」と記載 （例）PC上部工事の場合は「プレストレストコンクリート工事」と記載</td></tr><tr><td colspan="2">※3 完了検査合格通知書に記載の引渡し年月日を記載</td></tr><tr><td colspan="2">愛知県〇〇〇所長 印</td></tr></table> 港湾・漁港工事について以下のとおり取り扱うこととする。 (1) 完全週休2日とは、対象期間内の土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始を基本の休工対象日とすることをいう。ただし、地元条件等により休工対象日に作業を行い、同一週(起算日が月曜日の場合は休工対象日の前の月曜日から金曜日、起算日が土曜日の場合は休工対象日の後の月曜日から金曜日)に振替休工を取得した場合は休工と認めるものとする。 (2) 4週8休工事とは、本要領第4条によるものとし、総合評価の評価項目で	工 事 名		最 終 契 約 金 額 ※ 1	金 円	本 工 事 の 業 種 ※ 2		週 休 2 日 の 形 式	完全週休2日工事	【土木工事】 【空港土木工事】 月単位の週休2日工事	【港湾・漁港工事】 4週8休工事	通期の週休2日工事 (引渡し年月日が2025年3月31日以前の場合のみ評価可能)	引 渡 し 年 月 日 ※ 3	年 月 日	※1 最終契約金額1千万円未満の工事は取組証発行対象外		※2 （例）土木工事業の場合はPC工事を含むため、「土木工事業（PC工事除く）」と記載 （例）PC上部工事の場合は「プレストレストコンクリート工事」と記載		※3 完了検査合格通知書に記載の引渡し年月日を記載		愛知県〇〇〇所長 印		附則を追記 総合評価落札方式において、通期の週休2日の評価を廃止したため変更 「休工」を「現場閉所」に変更
工 事 名																																												
最 終 契 約 金 額 ※ 1	金 円																																											
本 工 事 の 業 種 ※ 2																																												
週 休 2 日 の 形 式	完全週休2日工事																																											
	【土木工事】 【空港土木工事】 月単位の週休2日工事																																											
	【港湾・漁港工事】 4週8休工事																																											
引 渡 し 年 月 日 ※ 3	年 月 日																																											
※1 最終契約金額1千万円未満の工事は取組証発行対象外																																												
※2 （例）土木工事業の場合はPC工事を含むため、「土木工事業（PC工事除く）」と記載 （例）PC上部工事の場合は「プレストレストコンクリート工事」と記載																																												
※3 完成検査合格通知書に記載の引渡し年月日を記載																																												
愛知県〇〇〇所長 印																																												
工 事 名																																												
最 終 契 約 金 額 ※ 1	金 円																																											
本 工 事 の 業 種 ※ 2																																												
週 休 2 日 の 形 式	完全週休2日工事																																											
	【土木工事】 【空港土木工事】 月単位の週休2日工事																																											
	【港湾・漁港工事】 4週8休工事																																											
	通期の週休2日工事 (引渡し年月日が2025年3月31日以前の場合のみ評価可能)																																											
引 渡 し 年 月 日 ※ 3	年 月 日																																											
※1 最終契約金額1千万円未満の工事は取組証発行対象外																																												
※2 （例）土木工事業の場合はPC工事を含むため、「土木工事業（PC工事除く）」と記載 （例）PC上部工事の場合は「プレストレストコンクリート工事」と記載																																												
※3 完了検査合格通知書に記載の引渡し年月日を記載																																												
愛知県〇〇〇所長 印																																												

新	旧	備考																								
「月単位の週休 2 日工事」として扱う。 <u>(3)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	は、「月単位の週休 2 日工事」として扱う。 <u>(3) 通期の週休 2 日工事とは、対象期間内において休工率が 28.5%以上であることをいう。</u> 総合評価落札方式 <u>〈2025 年 3 月 31 日まで〉</u> <table><tr><th>評価項目</th><th>評価基準</th><th>加算点 最大 1 点</th></tr><tr><td>完全週休 2 日工事</td><td>取組証あり</td><td>1 点</td></tr><tr><td>通期の</td><td>取組証 2 件あり</td><td>1 点</td></tr><tr><td>週休 2 日工事</td><td>取組証 1 件あり</td><td>0.5 点</td></tr></table> <u>〈2025 年 4 月 1 日から運用開始〉</u> <table><tr><th>評価項目</th><th>評価基準</th><th>加算点 最大 2 点</th></tr><tr><td>完全週休 2 日工事</td><td>取組証あり</td><td>2 点</td></tr><tr><td>月単位の</td><td>取組証 2 件あり</td><td>2 点</td></tr><tr><td>週休 2 日工事</td><td>取組証 1 件あり</td><td>1 点</td></tr></table>	評価項目	評価基準	加算点 最大 1 点	完全週休 2 日工事	取組証あり	1 点	通期の	取組証 2 件あり	1 点	週休 2 日工事	取組証 1 件あり	0.5 点	評価項目	評価基準	加算点 最大 2 点	完全週休 2 日工事	取組証あり	2 点	月単位の	取組証 2 件あり	2 点	週休 2 日工事	取組証 1 件あり	1 点	総合評価落札方式において、通期の週休 2 日の評価を廃止したため変更 総合評価の配点の記載を削除
評価項目	評価基準	加算点 最大 1 点																								
完全週休 2 日工事	取組証あり	1 点																								
通期の	取組証 2 件あり	1 点																								
週休 2 日工事	取組証 1 件あり	0.5 点																								
評価項目	評価基準	加算点 最大 2 点																								
完全週休 2 日工事	取組証あり	2 点																								
月単位の	取組証 2 件あり	2 点																								
週休 2 日工事	取組証 1 件あり	1 点																								

新	旧	備考																	
取組証について（様式1）【記載例】 引渡し年月日から1週間を目途に発行してください。 令和8年 3月 20日 週休2日工事取組証 名称（株）〇〇△△ 代表者名（契約の相手方）愛知 太郎 様 <table><tr><td>工 事 名</td><td colspan="2">舗装道路修繕工事</td></tr><tr><td>最 終 契 約 金 額 ※ 1</td><td colspan="2">金 40,000,000 円</td></tr><tr><td>本 工 事 の 業 種 ※ 2</td><td colspan="2">舗装工事</td></tr><tr><td rowspan="3">週 休 2 日 の 形 式</td><td>○</td><td>完全週休2日工事</td></tr><tr><td></td><td>【土木工事】【空港・港湾・漁港工事】月単位の週休2日工事</td></tr><tr><td></td><td>【港湾・漁港工事】4週8休工事</td></tr><tr><td>引 渡 し 年 月 日 ※ 3</td><td colspan="2">令和 8年 3月 15日</td></tr></table> ※1 最終契約金額1千万円未満の工事は取組証発行対象外 ※2 （例）土木工事業の場合はPC工事を含むため、「土木工事業（PC工事除く）」と記載 （例）PC上部工事の場合は「プレストレストコンクリート工事」と記載 ※3 完成検査合格通知書に記載の引渡し年月日を記載 愛知県〇〇〇所長 印 本庁発注の工事でも、各地方機関の長が発行者となります。 (追加) 取組証の記載例を追加	工 事 名	舗装道路修繕工事		最 終 契 約 金 額 ※ 1	金 40,000,000 円		本 工 事 の 業 種 ※ 2	舗装工事		週 休 2 日 の 形 式	○	完全週休2日工事		【土木工事】【空港・港湾・漁港工事】月単位の週休2日工事		【港湾・漁港工事】4週8休工事	引 渡 し 年 月 日 ※ 3	令和 8年 3月 15日	
工 事 名	舗装道路修繕工事																		
最 終 契 約 金 額 ※ 1	金 40,000,000 円																		
本 工 事 の 業 種 ※ 2	舗装工事																		
週 休 2 日 の 形 式	○	完全週休2日工事																	
		【土木工事】【空港・港湾・漁港工事】月単位の週休2日工事																	
		【港湾・漁港工事】4週8休工事																	
引 渡 し 年 月 日 ※ 3	令和 8年 3月 15日																		

[illegible]

新		旧		備考																																																																										
「港湾工事市場単価」を適用する工事の補正方法		「港湾工事市場単価」を適用する工事の補正方法		各補正係数の設定を変更																																																																										
別紙 1		別紙 1																																																																												
○港湾工事市場単価工種毎に補正係数を設定。標準市場単価に乘以算出		○港湾工事市場単価工種毎に補正係数を設定。標準市場単価に乘以算出																																																																												
<table><tr><th></th><th>市場単価 補正係数</th></tr><tr><td>1 底面工</td><td>1.01</td></tr><tr><td>2 マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)</td><td>1.00</td></tr><tr><td>3 支保工</td><td>1.02</td></tr><tr><td>4 足場工</td><td>1.01</td></tr><tr><td>5 鉄筋工</td><td>1.02</td></tr><tr><td>6 吊鉄筋工</td><td>1.02</td></tr><tr><td>7 型枠工</td><td>1.02</td></tr><tr><td>8 コンクリート打設工(ポンプ車打設)</td><td>1.02</td></tr><tr><td>コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)</td><td>1.02</td></tr><tr><td>9 止水板工</td><td>1.02</td></tr><tr><td>10 上蓋工</td><td>1.02</td></tr><tr><td>11 伸縮目地工</td><td>1.01</td></tr><tr><td>12 係船柱取付</td><td>1.02</td></tr><tr><td>13 防舷材取付</td><td>1.02</td></tr><tr><td>14 車止・縁金物取付</td><td>1.02</td></tr><tr><td>15 係船柱撤去</td><td>1.02</td></tr><tr><td>16 防舷材撤去</td><td>1.02</td></tr></table>			市場単価 補正係数	1 底面工	1.01	2 マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.00	3 支保工	1.02	4 足場工	1.01	5 鉄筋工	1.02	6 吊鉄筋工	1.02	7 型枠工	1.02	8 コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.02	コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.02	9 止水板工	1.02	10 上蓋工	1.02	11 伸縮目地工	1.01	12 係船柱取付	1.02	13 防舷材取付	1.02	14 車止・縁金物取付	1.02	15 係船柱撤去	1.02	16 防舷材撤去	1.02	<table><tr><th></th><th>市場単価 補正係数</th></tr><tr><td>17 車止撤去</td><td>1.02</td></tr><tr><td>18 電気防食取付</td><td>1.02</td></tr><tr><td>19 防砂目地板取付工(陸上施工)</td><td>1.02</td></tr><tr><td>20 防砂目地板取付工(水中施工)</td><td>1.02</td></tr><tr><td>21 吸出し防止工(陸上施工・海上施工)</td><td>1.02</td></tr><tr><td>22 港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)</td><td>1.01</td></tr><tr><td>23 ペトラタム被覆</td><td>1.02</td></tr><tr><td>24 現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)</td><td>1.02</td></tr><tr><td>25 現場鋼材溶接・切断工(水中施工)</td><td>1.02</td></tr><tr><td>26 かき落とし工</td><td>1.02</td></tr><tr><td>27 汚濁防止膜設置・撤去・移設</td><td>1.01</td></tr><tr><td>28 汚濁防止枠設置・撤去</td><td>1.01</td></tr><tr><td>29 灯浮標設置・撤去</td><td>1.01</td></tr><tr><td>30 汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)</td><td>1.00</td></tr><tr><td>汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)</td><td>1.02</td></tr><tr><td>31 異形ブロック製作 型枠工</td><td>1.02</td></tr><tr><td>異形ブロック製作 コンクリート打設工</td><td>1.02</td></tr><tr><td>異形ブロック製作 給熱養生</td><td>1.01</td></tr></table>			市場単価 補正係数	17 車止撤去	1.02	18 電気防食取付	1.02	19 防砂目地板取付工(陸上施工)	1.02	20 防砂目地板取付工(水中施工)	1.02	21 吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.02	22 港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)	1.01	23 ペトラタム被覆	1.02	24 現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)	1.02	25 現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.02	26 かき落とし工	1.02	27 汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.01	28 汚濁防止枠設置・撤去	1.01	29 灯浮標設置・撤去	1.01	30 汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.00	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.02	31 異形ブロック製作 型枠工	1.02	異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.02	異形ブロック製作 給熱養生	1.01	
	市場単価 補正係数																																																																													
1 底面工	1.01																																																																													
2 マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.00																																																																													
3 支保工	1.02																																																																													
4 足場工	1.01																																																																													
5 鉄筋工	1.02																																																																													
6 吊鉄筋工	1.02																																																																													
7 型枠工	1.02																																																																													
8 コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.02																																																																													
コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.02																																																																													
9 止水板工	1.02																																																																													
10 上蓋工	1.02																																																																													
11 伸縮目地工	1.01																																																																													
12 係船柱取付	1.02																																																																													
13 防舷材取付	1.02																																																																													
14 車止・縁金物取付	1.02																																																																													
15 係船柱撤去	1.02																																																																													
16 防舷材撤去	1.02																																																																													
	市場単価 補正係数																																																																													
17 車止撤去	1.02																																																																													
18 電気防食取付	1.02																																																																													
19 防砂目地板取付工(陸上施工)	1.02																																																																													
20 防砂目地板取付工(水中施工)	1.02																																																																													
21 吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.02																																																																													
22 港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)	1.01																																																																													
23 ペトラタム被覆	1.02																																																																													
24 現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)	1.02																																																																													
25 現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.02																																																																													
26 かき落とし工	1.02																																																																													
27 汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.01																																																																													
28 汚濁防止枠設置・撤去	1.01																																																																													
29 灯浮標設置・撤去	1.01																																																																													
30 汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.00																																																																													
汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.02																																																																													
31 異形ブロック製作 型枠工	1.02																																																																													
異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.02																																																																													
異形ブロック製作 給熱養生	1.01																																																																													